

平成31年4月大山町定例農業委員会議事録

- 1 開催日時 平成31年4月10日（水）午後3時02分から午後3時52分まで
- 2 開催場所 中山農村環境改善センター
- 3 出席委員 （30人）

会長	15番	米澤 誠一			
農業委員	1番	高塚 光春	8番	日野 浩一	
	2番	小谷 恵	9番	田中 好道	
	3番	前田 繁昌	10番	川上 英章	
	4番	田中 喬	11番	江原 宏昭	
	5番	岡田 龍男	12番	遠藤 幸子	
	6番	高虫 秀樹	13番	山下 一郎	
	7番	尾古 礼隆	14番	岸本 耕二	

推進委員	1番	黒見 憲治	9番	入江 英之	
	2番	渡邊 博文	10番	佐伯 守	
	3番	大西 繁	11番	大場 兵輔	
	4番	藤井 元之	12番	加藤 久和	
	5番	林原 春男	13番	野口 稔	
	6番	鳥橋 千廣	14番	杉谷 幸秀	
	7番	荒松 将志	15番	山根 操	
	8番	岩波 宏承			

- 4 議事録署名委員の決定 （2番 小谷 恵、3番 前田 繁昌）

- 5 会務報告（別紙）

- 6 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 大山町農業振興地域整備計画の変更（一部除外）について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について

- 7 報告事項

（1）電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用報告書について

（2）公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について

（3）賃貸借の解約について

（4）その他

8 その他

- (1) 定例会の日程について
- (2) その他

9 農業委員会事務局職員

局 長	大 黒 辰 信
主 幹	齋 木 貴 敬
事務補助員	山根江利子

10 会議の概要

事務局 それでは平成31年4月、大山町定例農業委員会を開催をさせていただきます。

議長 今日は、どうも天気になって困るなという人が何人かございましてですね、私も下手すると困ったなということで思っておりましたが、梨の花もですね、桜の花と同様にですね、早く咲くんだという話が盛んに出ておりまして、初めは7日頃からスタートしまして、段々遅れていって「満開は何時だいや」「分からんわ」というような話でございまして、天候も寒くなったり暑くなったりということで、この後は天気が持ち直してですね、八幡さんの管粥さんは、梨は十分で儲かるというようなお告げがあったわけですが、野菜の方はちょっと何か濁らせとったけど、今年は裏指すんじゃないかなってことで、梨も苦労せないけんのかなという感じを受けておりますが、色んな事がありながら、やはり天候が農業に関しては大きな部分を持っております。

それと色んな形でですね、人事異動がございまして、三役会を開いてですね、協議をした結果、町長に申出をしようということでですね、会長代理さんと、その前には三役会を開いてですね、どういう将来の目標をどうするんだと、委員会としての事務管理が非常に難しいんだと、県下でも2番目の筆数を持っている所の農業委員会でございますので、その中で2人でやってこなせというのは中々難しいということでございまして、実質的には中々思う活動が出来ないというのが現状でございまして、実質的には色々ありますが、会長代理さんと町長の所に行きましてですね、何とか人数をせめて4人欲しいというような申出をしたわけですが、中々難しいんで、今後とも農業委員会としてどうあるべきかということと、また勉強会を開きながら検討してですね、それなりの活動出来るような体制を行政のほうにきちんと言っていかないといけんじゃないかというようなことを感じておりますので、これから勉強会をしたりしてですね、進めていかないと思うような活動が出来ないということになって、県下でも盛んに活動してる農業委員会でございますので、視察もたくさん来られるという農業委員会でございますので、大山町農業委員会がそれなりの活動をしているということなんで、今後とも、皆さんの協力をもってですね、今の体制を維持していきたいと思っておりますので協力の程よろしくお願いしたいと思っておりますので、それを踏まえながら、また委員会の中で何か月間かやっていきますので、よろしくお願いいたします。始めの挨拶に代えさせていただきます。

議長 それでは今日は欠席届はございません。全員が出席でございますので、この会は成立することになります。

議事録署名委員はですね、2番委員さんと3番委員さん、よろしくお願いいたします。

議長 会務報告を事務局、ご説明をよろしくお願いいたします。
事務局 はい、失礼します。これから議案等、座って読ませていただきます。

【会務報告】

- (3月 5日) ・中山地区農業相談日について。相談件数なし。
- (3月 8日) ・3月委員会案件現地調査について。
 - ・農政部会について。
 - ・3月定例農業委員会について。
- (3月15日) ・大山町アグリマイスター認定審査会について。
- (3月18日) ・四役会について。
- (3月25日) ・大山地区農業相談日について。相談件数1件あり。
- (3月27日) ・新規就農事業審査会について。
 - ・農業経営改善計画認定審査会について。

議長 それでは議案のほうに入りたいと思います。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

3件ございます。番号7番、これは譲渡人、□□□□さん、譲受人が◇◇◇さんということで、〇〇〇の田んぼ、合計4筆ございます。8, 7.99㎡、所有権移転でございます。これにつきましては農地法第3条の要件を◇◇◇さん、満たしております。これまで作っていた所につきましてはの贈与ということでございます。続きまして番号8番、譲渡人が共有名義で□□□□さんと□□□□さん、譲受人ということで◇◇◇◇さんが売買ということで〇〇の農地2筆、合計1, 152㎡の売買でございます。この農地につきましては反当約※円ということでの売買でございます。◇◇さんにつきましても、農地法第3条の要件を満たしております。はぐっていただきまして、番号9番になります。〇〇の畑40㎡でございます。譲渡人が□□□さん、譲受人が◇◇◇◇さん、贈与でございます。この件でございますけれども、◇◇さんにつきましては下限面積5反というところを満たしてはおりません。耕作面積が1, 495㎡でございますけれども、但し、農地法の施行令第2条第3項第3号による、◇◇さんでしか、ここが譲り受けることが出来ないということで今回この3条の議案の提出をしております。実際現地で◇◇さんの農地、この譲受農地につきまして、現地確認をしたところに入り口が全くない、◇◇さんしか入ることが出来ない畑であるということでございます。

以上、第1号議案につきまして説明を終わります。

議長 それでは、現地確認を7番については推進委員の2番委員さん、よろしく

お願いいたします。

推委 2 番委員 失礼いたします。推進委員の 2 番です。7 番の案件につきまして、本日の午前中、推委 7 番委員さん、農委 5 番委員さん、それから事務局 2 人と私の 5 名で現地確認をしてまいりました。現況はですね、〇〇〇集落の下側になりますけれども、4 筆ありまして全ての農地がですね、トラクターにより既に耕作済みということでございまして、特段の問題は無いかというふうに見て帰りました。審議の程をよろしくお願いいたします。

議長 番号 8 番については、推進委員の 8 番さん、よろしくお願いいたします。

推委 8 番委員 失礼します。推進委員の 8 番です。番号 8 番について報告させていただきます。〇〇〇〇〇、ここはキャベツがきれいに植わっております。それから〇〇〇〇〇〇〇、ここはブロッコリーがきれいに植わっておりますので問題はないかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 番号 9 番について、農業委員の 5 番委員さん、よろしくお願いいたします。

農委 5 番委員 5 番です。午前中、現地に行きましたけども、◇◇さんの筆ですけど、問題はなくよろしいではないかと思えます。よろしくお願いいたします。

議長 現地確認の説明がございましたが、これについて何かご質問のある方、挙手をもってお願いいたします。

(沈黙)

ないようですので番号 9 番を外して、7 番 8 番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうも、ありがとうございます。全員賛成ですので承認いたしました。

議長 それでは番号 9 番について、推委 1 3 番さん（議事参与の制限の為）ちょっと外にお願いいたします。

(推委 1 3 番委員、退室)

それでは 1 3 番委員さんにつきまして、審議に入ります。9 番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうも、ありがとうございます。全員賛成ですので承認いたしました。

(推委 1 3 番委員、入室)

議長 それでは議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法施行令第 1 5 条の規定により審議を求めます。

土地につきましては、〇〇△△番地△、畑、6 6 m²です。譲渡人、■■■さん、譲受人が◆◆さん、駐車場への転用目的でございます。以上です。

議長 それでは、この件について、農業委員の現地確認を農業委員の 5 番さん、

よろしくお願いいたします。

農委5番委員 はい。午前中、現地を見てきましたが何ら支障がないように思われましたので、よろしくお願いいたします。

議長 ご説明がございましたが、これについて質問のある方は挙手をもってお願いいたします。

(沈黙)

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、この件については承認いたしました。

議長 議案第3号、大山町農業振興地域整備計画の変更（一部除外）について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第3号、大山町農業振興地域整備計画の変更（一部除外）について。別紙のとおり、大山町長から照会があったので意見を求めます。

この農業振興地域整備計画の変更につきましては、今回2件提出がございます。大山町で定めております農用地区域から一部除外をする内容でございます。大山町農業振興地域整備計画を変更するために今回、意見を求められております。説明をさせていただきます。

まず5ページでございますけども、大山町〇〇△△△番地△、面積115㎡、宅地転用ということでございます。それからはぐっていただきまして、7ページになります。大山町〇〇△△△番地△、面積が4,789㎡でございます。この事業につきましては、隣接する◎◎◎◎◎がございます。その◎◎◎◎◎の▽▽▽▽を▽▽▽▽ための用地への転用計画へのための農振除外ということでございます。以上、2件でございます。

議長 それでは補足説明で、現地確認のご説明を〇〇については推進委員の8番さん、よろしくお願いいたします。

推委8番委員 はい。推進委員の8番です。大山町〇〇字〇〇△△△番地△について説明します。この土地は、20年以上前から自分の農地を気付かずに宅地として使っておられたもんです。以上です。

議長 それでは次の〇〇の件につきまして農業委員の5番さん、よろしくお願いいたします。

農委5番委員 はい。5番です。〇〇の◎◎◎◎◎事業ですけども、現在の◎◎◎◎◎の北側に面しとる場所で現地確認したわけですけど、何も問題ないような場所ということでよろしくお願いします。

議長 2件ご説明がございましたが、これについて質問のある方。

(沈黙)

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、承認いたしました。

議長 議案第４号、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第４号、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画について、受理しましたので議決を求めますということで、利用権設定を受ける者と筆数を読み上げさせていただきます。（朗読と詳細；詳細は議案に明記）

以上、利用権設定について、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の要件を満たしております。以上です。

議長 今、説明がございましたが、番号の３２３番から３２８番については審議しませんので、除いて後のものについて何かご質問がございますでしょうか。

（沈黙）

ないようですので、３２３から３２８までのものを除いてですね、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、承認いたしました。

議長 それでは推進委員の３番さん、退席をお願いいたします。

（推委３番委員、退室）

これについて何かご質問がございますでしょうか。

（沈黙）

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員賛成ですので承認いたしました。

（推委３番委員、入室）

議長 議案第５号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農用地利用配分計画案について、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第５号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、照会があったので意見を求めます。先程、利用権設定との関りがございました。受け手とそれから筆数といいますか件数ですね、それと選定理由について説明をさせていただきます。（朗読と詳細；詳細は議案に明記）以上です。

議長 ご説明がございましたが、これについて何かご質問ございましたら。

農委１３番委員 １３番。

議長 はい。１３番、どうぞ。

農委１３番委員 ３８ページですけども、整理番号２０番の□□さんの関係で、設定する権利が使用貸借と書いてはあるんですが、支払については反当２，３５

5円ということで書いてありますが、これはどちらが正しいのか。

議長 はい。ちょっと今、調べます。

事務局 申し訳ございません。20番については使用貸借と書いてありますけども、賃貸借の間違いですので訂正のほうをお願いいたします。

議長 13番さん、良いでしょうか。

農委13番委員 分かりました。

議長 他に何か質問ございませんでしょうか。

(沈黙)

ないようですので、番号5番を除いて賛成の方は。その前にご質問のある方は。

(沈黙)

質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので承認いたしました。

議長 農委6番委員さん（議事参与の制限の為）外にお願いいたします。

(農委6番委員、退室)

番号5番について、何かご質問がございますでしょうか。

(沈黙)

ないようですので、5番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、承認いたしました。

(農委6番委員、入室)

議長 それでは報告のほうに入りますので、39ページのほうに入ります。

電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用報告書について、ご説明をしませんので確認の上で見ておいて下さい。42ページ、公共工事の施行に伴う付帯施設設置に係る農地転用報告書について、これも読んで確認をお願いいたします。45ページ、報告としまして賃貸借の解約についてですので読んでおいて下さい。

その他について、何かご質問がございましたら。

推委1番委員 はい。

議長 はい。1番さん。

推委1番委員 推進委員の1番です。現在、通常国会が開催されてますが、その中におきまして、農地中間管理事業等の推進に関する法律、5年見直しということで、現在その改正案が国会で審議されておりました。その経過の中で人・農地プランをより推し進めるということで、その中でとりわけ農業委員なり推進委員の役割というのが新聞で報道されてます。行政を通じて役場のほうにもその取り組みが示されてくると思うんですが、そういう中であって、や

はり農業委員会の事務局、この体制をですね、やはり少なくとも安定的に将来的に活動が出来るようなそういう体制を取っていただきたい。今回の人事異動の中で会長なり会長代理が町長に対して一応現在の体制について、今後検討要望されているように聞いておりますけども、やはり法律的にですね、農業委員会の職責というのが今後益々高まっていくというふうに考えられますので、そういう面を含めて、やはりより一層の事務局体制の強化について要望をお願いしておきたいというふうに思います。以上です。

議長

これについてはですね、三役会を開いたりしてですね、事務局と話をしまして一緒に農業委員会の全員でですね、農政部のほうが中心になってですね、きちんと農業委員会で話をしましょうという考え方を三役会なり会長代理とも話をしたり、事務局とも話をしてですね、もうちょっときちんとしたかたちでないと中々運営出来ないんですよ、というのが現状の話でございます。今、言われました、段々、農業委員会に対してのすることがですね、非常にたくさん増えてきております。その中で、中々事務局としての思うような活動が出来ないというのが現状でございます、これについて逐次ですね、皆で話をしてですね、町長に対してのきちんと諮問をしていってですね、何人かで喋るんでなくして皆さんで協議の上で、こうなったというかたちで最低どのくらい必要だということですね、だいたい4人くらいは必要なんですよ。それが、非常に少ないかたちでですね、事務局長が課長さんと兼務でというかたちになっておりましたが、これでは対応出来ませんので、きちんとやっていかないけんじゃないかということで、事務局とも十分に話をして、今後、この問題については改めて別の機会をもってですね、皆で話し合っていくというかたちでやっていきたいと思っておりますので、1番のさん、良いでしょうかいな。

推委1番委員 はい。

議長 その他、何かございませんでしょうか。

(推委14委員、挙手)

はい。

推委14番委員 推進委員の14番です。ちょっと教えていただきたいと思います。報告事項の電気通信事業の農地転用の報告についてですが、これは農地法の第5条の許可申請案件ではないかと思いますが、これは許可が整ったので、今回、報告義務で上がってきたのか、それとも次にあります公共事業の一時転用扱いの案件で報告事項で上がってきたのか、ちょっとその辺を教えてください。

議長 事務局の方からお願いいたします。

事務局 農地法5条の基本的には案件になりますけれども、電気通信事業者がその基地局を設置するに当たって、その敷地等につきましては許可除外の案件になっております。ですので、元々、許可の案件ではないんですけれども、それに付随して一時転用をする所がありますが、この度、県の方に問い合わせ

をしたところ、付随しとるところについても許可不要の案件であるという確認が取れましたので、この度、報告ということで挙げさせていただきました。
よろしいでしょうか。

推委 1 4 番委員 許可不要の案件ということで報告で挙がってきたという解釈でいいですか。

事務局 許可除外の案件なので、報告ということです。

議長 理解していただけたでしょうか。

推委 1 4 番委員 はい、解りました。

議長 その他、他に何かございませんでしょうか。

(沈黙)

議長 ないようですので、その他というかたちでございしますが、次の農業委員会の日程について、ご説明をいたします。

5 月の 1 0 日、金曜日、午後 3 時から中山改善センターで行うということでございますが、これについてどうでしょうか。

農委 1 3 番委員 名和でないですか。

議長 空調関係の工事しとって、あそこは使えないということでございまして。ここでやってというかたちになります。

どうでしょうか。5 月 1 0 日、良いでしょうか。

(はい、との声あり)

そういうことで承認していただきました。現地確認の当番としては、推委 5 番委員さんと推委 6 番さんと農委 9 番委員さん、一つよろしく願います。

以上を持ちまして、農業委員会の 4 月の定例会を終了させていただきます。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに記載する。

議長 米澤 誠一

議事録署名委員 小谷 恵

議事録署名委員 前田 繁昌

：上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しております。